

(資料1)

邑楽町保育利用調整基準指数

子ども支援課

管内保育所及び管内認定こども園の入所調整において、申込み者数が利用定員を超えた場合は、以下の指数に基づき、児童保育審議会にて審議を行い利用調整することとする。

類型					指数								
基本指数	①就労	居宅外労働	正社員		事業所に通常勤務している正社員	10							
			パート・アルバイト／非常勤・臨時職員／派遣社員		事業所に勤務しているパート・アルバイトまたは非常勤・臨時職員並びに派遣社員など	8時間超	9						
						8時間以内	8						
						7時間以内	7						
						6時間以内	6						
						5時間以内	5						
						4時間以内	4						
			自営業（農業を含む）		事業主	居宅外の事業所で、主たる従事者。		8時間超	9				
										8時間以内	8		
										7時間以内	7		
					専従者			主たる従事者に協力して従事している者。		6時間以内	6		
												5時間以内	5
										4時間以内	4		
		自営業（内職を含む）		事業主	居宅内の事業所で、主たる従事者。		8時間超			8			
										8時間以内	7		
										7時間以内	6		
				専従者			主たる従事者に協力して従事している者。		6時間以内	5			
											5時間以内	4	
											4時間以内	3	
		自営業（内職を含む）		事業主	居宅内の事業所で、主たる従事者。				8時間超	8			
											8時間以内	7	
											7時間以内	6	
				専従者			主たる従事者に協力して従事している者。		6時間以内	5			
											5時間以内	4	
									4時間以内	3			
自営業（内職を含む）		事業主	居宅内の事業所で、主たる従事者。		8時間超	7							
									8時間以内	6			
									7時間以内	5			
		専従者			主たる従事者に協力して従事している者。		6時間以内	4					
									5時間以内	3			
									4時間以内	2			

基本指数			類型	指数		
基本指数	②妊娠、出産	おおむね出産前2ヶ月、出産後2ヶ月の期間。		9		
	③保護者の疾病、障害	入院	疾病のため入院。		10	
			居宅内療養	常時臥床	疾病のため常時臥床。	10
		精神結核		医師が長期加療（安静）を要すると診断。	8	
		一般療養		概ね1ヶ月以上加療を要すると診断。	6	
		その他		疾病により定期的通院等を要す。	3	
		心身障害者	身体障害者手帳を所持する者、及び同程度と判断できるもの。		1級	10
					2級	9
					3級	7
	4級以下				4	
	④同居親族の介護・看護	病人等の看護等	入院付添	親族の入院付添。	10	
			居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等介護。	6	
			心身障害者	介護。		10
				通園、通院、通学等。		6
			老人の介護	ねたきり老人・重度の痴呆性老人を常時介護。		10
			その他	その他疾病等による親族の介護。		3
⑤災害復旧	火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる。		10			
⑥求職活動	ハローワークへの登録、面接等。起業準備を含む。認定期間は90日以内。		3			
⑦就学	就学。職業訓練校等における職業訓練を含む。認定期間は在学・訓練期間内。		3			
⑧虐待やDVのおそれがあること				10		
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること				3		
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合				事由による		

調整基準		類型	指数
①ひとり親家庭		父母の死亡、離別、行方不明、拘禁。	+5
②生活保護世帯		生活保護法による被保護世帯。	+5
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			+3
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合			+5
⑤保護者が障害を有する場合		保護者が身体障害者の1・2級に該当する家庭。	+5
⑥子どもが障害を有する場合			+3
⑦育児休業明け		育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合。	+3
		育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合。	
		育休を取得しており、復帰する場合。	
⑧兄弟姉妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合 ※きょうだいが別々の施設へ入所となることを防ぐための措置		兄・姉が既に在園している、弟・妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合。	+5
		きょうだいが同時に申込みの場合において、同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合。	
⑨小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童。 ※連携施設に関する経過措置			+3
⑩保育士等として従事するために、特定教育・保育施設等の利用を希望する場合			+3
⑪町立認定こども園で1号認定から2号認定へ区分変更する場合 (同一施設内での変更に限る)			+3
⑫その他上記に類する状態として市町村が認める場合			+1~+3
就労日数等	平均就労日数の実態による。	月20日未満	-1
		月15日未満	-2
		月10日未満	-3
同居者等	祖母等同居の親族その他の者が、高齢その他のため十分に保育できないと主張している者を除く。(町において保育できると認めた場合)	65歳未満	-1
		60歳未満	-2
その他上記に類する状態として市町村が認める場合			-1~-3

この調整において、指数が同点となった場合は、以下の順番及び方法で利用調整することとする。

順番	調整方法
1	調整基準のうち、①ひとり親家庭・②生活保護世帯・⑤保護者が障害を有する場合・⑧兄弟姉妹が同一の特定教育・保育施設等の利用を希望する場合に該当するものを優先する。
2	上記「1」の調整後も同点となる場合は、基本指数の高いものを優先する。
3	上記「1・2」の調整後も同点となる場合は、保護者等の前年度市町村民税所得割合算額が低いものを優先する。